

○蕨市就学援助取扱い要領

平成26年4月1日教育長決裁

1 制度の主旨と目的について

経済的理由によって、児童生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」及びその他の関係法令に基づいて、市が必要な援助を行い、もって義務教育のより円滑な運営に資することをその目的としているものである。

2 受給該当者の条件について

- (1) 蕨市に住所を有する児童生徒の保護者
- (2) 蕨市において住民登録未登録者で学齢簿に登載されている児童生徒の保護者

3 制度の周知について

- (1) 4月上旬に蕨市内の公立小・中学校を通じ保護者に対して制度の案内を配布する。
- (2) 当該年度に就学援助を受給している場合、2月上旬に蕨市内の公立小学校1～6年・中学校1～2年に在籍している児童生徒の保護者に、在籍校を通じ翌年度の手続きの案内を配布する。

4 申請について

- (1) 就学援助費を希望する保護者は、「就学援助費受給申請書」（蕨市就学援助に関する要綱（以下「要綱」という。）様式第1号）の申請書欄に必要事項を記入して期日までに学校へ提出する。
- (2) 「就学援助受給申請書」は児童生徒1人につき1枚提出する。
- (3) 年度途中で就学援助費を希望する保護者は、「就学援助費受給申請書」を学校へ提出する。

5 区域外就学者の申請について

- (1) 市内に居住し、教育委員会の許可を受けて市外の公立小・中学校に就学している児童生徒の保護者で就学援助費を希望する者は、直接教育委員会へ申請する。

- (2) 市外の居住地から市内の小・中学校へ通学している者は、受給該当者ではないので、就学援助費を希望する者は居住地の教育委員会に申請する。

6 受給該当者の認定区分について

- (1) 要保護・・・生活保護により教育扶助を受けている者。
- (2) 準要保護・・・生活保護により教育扶助を受けていないが、就学援助費の受給が必要と教育委員会が認める者。
- ① 受給該当者世帯の総所得金額が、生活保護基準の1.3倍未満の者。
- ア 所得とは世帯全員の前年の総所得をいう。
- イ 今年の1月1日現在、蕨市に住所を有していない者は、前年の所得等の証明ができる書類を添付しなければならない。
- ② 学校長意見書により特別に認めるべき理由のある者。
- ア 主たる生計維持者の生活状況の急変等（死亡、長期入院、倒産、罹災等）により、給食費等の負担が著しく困難をきわめている者。
- イ 今年1月1日現在、外国に居住していた児童生徒の保護者で、現在未就労等により生活状況が著しく困難をきわめている者。
- (3) 否認定・・・要保護、準要保護のいずれにも該当しない者。

7 認定基準日について

- (1) 当初認定された場合は、認定日を当該年度の4月1日とする。
- (2) 途中認定された場合は、認定日を申請日の翌月の1日とする。

8 認定結果について

- (1) 教育委員会は、申請した保護者全員、及び在籍する学校長に認定結果を通知する。
- (2) 教育委員会は、受給該当者の申請内容に変更が生じた場合、再申請を行わせることができる。
- (3) 教育委員会は、家庭状況に変動のあった場合、年度途中においても認定を取り消すことができる。

9 援助費目の内訳について

- (1) 学校給食費

- ① 学校給食に要する経費。
 - ② 学校が保護者に請求する給食費の実費を支給。
 - ③ 学校は翌月 5 日までに、学校給食費振込依頼書（様式第 1 号）学校教育課に提出。
- (2) 学用品費・通学用品費
- ① 学習に必要とされる学用品及び通学に必要な通学用品の購入に充てる費用の補助。
 - ② 学期単位で定額を支給。
 - ③ 当該月のうち 1 日でも在籍があれば支給。
- (3) 校外活動費（宿泊なし）
- ① 学校外で学校行事として行う遠足等に係る経費（直接必要な交通費及び見学料）の補助
 - ② 前期・後期に各 1 回支給。
 - ③ 学校は校外活動終了後速やかに、準要保護児童生徒校外活動費請求書（様式第 2 号）及び会計報告書を学校教育課に提出。
- (4) 校外活動費（林間学校）
- ① 学校外で学校行事として行う遠足等に係る経費（直接必要な交通費及び見学料）の補助。
 - ② 年度を通じて 1 回支給。
 - ③ 学校は校外活動終了後速やかに、準要保護援助費補助金（林間学校）精算払請求書（様式第 3 号（1））、就学援助補助対象人員（様式第 3 号（2））及び会計報告書を学校教育課に提出。
- (5) 新入学児童生徒学用品費
- ① 新入学児童生徒が入学時必要とされる学用品及び通学用品の購入に充てる費用の補助。
 - ② 当該年度 4 月 1 日認定者に 1 回定額を支給。
- (6) 修学旅行費
- ① 児童または生徒が修学旅行に参加するため直接的な交通費・貸し切りバス代・有料道路代・駐車料代・宿泊費・見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が均一に負担(学校・クラス単位)する記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料・添乗経費・荷物輸送料・しおり代・通信費・旅行取扱料金のみ支給。
 - ② 修学旅行の参加者に年度を通じて 1 回支給。

- ③ 学校は修学旅行終了後速やかに、修学旅行明細書（様式第4号（1））、要保護及び準要保護援助費補助金（修学旅行）精算払請求書（様式第4（2））、就学援助補助対象人員及び補助金額（様式第4号（3））、旅行会社発行の利領収書等及び会計報告書を学校教育課に提出。

（7）医療費

- ① 学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に要する経費。
- ② 保護者は学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療する前に医療券申請書（様式第5号（1））を在籍する学校長に提出し、学校長は受領後速やかに学校教育課に提出。
- ③ 学校教育課は医療券申請書を受領した後、速やかに医療券（様式第5号（2）または（3））を交付。

（8）体育実技用具費（中学校のみ）

- ① 生徒の体育の授業の出席に必要な用具（柔道を実施する場合は柔道着、剣道を実施する場合は剣道着、竹刀及び竹刀袋をいう）。
- ② 3年間を通じて限度額の範囲内で1回支給。
- ③ 学校は体育実技用具費購入後速やかに、準要保護援助費補助金（体育実技用具費）精算払請求書（様式第6号（1））及び、体育実技用具費補助対象人員（様式第6号（2））を学校教育課に提出。

10 援助費目の支給について

（1）援助費目の対象学年、認定区分及び支給時期については次のとおりとする。

援助費目	対象学年	認定区分	支給時期
学校給食費	小・中 全学年	準要	7月 9月からは毎月
学用品費・通学用品費	小・中 全学年	準要	9月 1月 3月
新入学児童生徒学用品費	小・中 1年生	準要	7月
校外活動費	小・中 全学年	準要	各小中学校から報告書を受けた日以降速やかに
修学旅行費	小 6年生・中 3年生	要・準要	各小中学校から報告書を受けた日以降速やかに
医療費	小・中 全学年	要・準要	（医療機関請求時）
体育実技用具費	中 全学年	準要	各中学校から報告書を受けた日以降速やかに

(2) 援助費目の支給額については次のとおりとする

援助費目			支給額		援助費の内容
			小学校	中学校	
学用品費・ 通学用品費	1 学 年	1学期	4,758	9,300	学用品費および通学のために必要とする 通学用品費 ※学期の途中での認定や取り消しについ ては、月割で支給 例：ノート・鉛筆・消しゴム・絵の具 上ばき・かさ・教材費など
		2学期	3,807	7,440	
		3学期	2,855	5,580	
	そ の 他	1学期	5,688	10,229	
		2学期	4,550	8,183	
		3学期	3,412	6,138	
学 校 給 食 費			給食費相当額		保護者が学校に納める給食費 ※蕨市の小学校・中学校の1ヶ月の金額 小学校 3,780円 中学校 4,536円
校 外 活 動 費			補助対象経費		遠足および社会科見学にかかる経費 前期・後期各1回分
新入学児童生徒学用品費 (4月1日付認定者)			20,470	23,550	小学校または中学校に入学するにあたり 通常必要とするもの 例：ランドセル・カバンなど
修 学 旅 行 費			補助対象経費		修学旅行にかかる経費 見学科・交通費・ 宿泊費・均一に負担する記念写真代・医 薬品代・旅行傷害保険料など
医 療 費 (教育委員会発行の医療券を使用) 保護者負担分を医療機関に支払			補助対象経費		医療券を使用できる疾病 トラコーマ・結膜炎 白せん、かいせん、膿か疹 中耳炎 慢性副鼻腔炎・アデノイド う歯 寄生虫病(虫卵保有含む)
校 外 活 動 費 (林間学校)			補助対象経費		林間学校にかかる経費 見学科・交通費
体育実技用具費(中学校のみ)			補助対象経費 (4,500以内)		柔道を実施する場合は柔道着、剣道を実 施する場合は竹刀及び竹刀袋 中学校を通じて1回に限る

(3) 援助費目の支給方法について

原則として受給該当者の指定する金融機関の口座へ口座振り替えにより支給する。ただし、教育委員会が必要と認めたときには、校長の口座に口座振替により行うものとする。

1.1 認定の取り消しまたは支給の停止について

- (1) 要綱「第12条」に該当する者
- (2) 転出した児童生徒は転出確定日
- (3) 児童生徒が死亡した場合は死亡した日

1.2 返還について

- (1) 教育委員会は、受給該当者が次の各項に該当したときは、すでに支給した援助費を返還させなければならない。
 - ① 認定の取り消し
 - ② 辞退
 - ③ 長期欠席
 - ④ その他
- (2) 返還の通知を受けた受給該当者は、教育委員会が定めた期日までに金融機関において納付しなければならない。

1.3 適用について

- (1) この要領は、平成26年4月1日より適用する。